

学校法人文教大学学園役員及び評議員の俸給・報酬等に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人文教大学学園寄附行為に基づき、学園の理事及び監事(以下「役員」という。)及び評議員の俸給並びに報酬等について定める。

(役員)の俸給・報酬)

第 2 条 役員(基本給)並びに報酬は、次の通りとする。

役職名	俸給(基本給)	役員手当	備考
【常勤】			
理事長	指定給 6 号俸	230,000 円	任期途中で定年規程に基づく定年を迎えた場合は、非常勤の役員として取り扱うこととする。※定年延長は行わないこととする。
副理事長	指定給 5 号俸	200,000 円	
大学学長	指定給 4 号俸	180,000 円	
常務理事	—	180,000 円	
理事	—	150,000 円	
監事	—	150,000 円	
【非常勤】			
理事長・大学学長	上記、【常勤】に準じた金額で第 2 条第 5 項を適用する。		
学園長(理事兼務)	—	180,000 円	
学園長	—	130,000 円	
理事(担当兼務)	—	100,000 円	
理事	—	50,000 円	
監事	—	50,000 円	

2 学校・学部・事務局のいずれにも属さない役員(基本給)及び全役員(役員手当)は、役員報酬支出とし、それ以外の役員(報酬(基本給))は、各々の所属する学校・学部・学科又は部局の支出とする。

3 指定職俸給号俸は、人事院の勧告に基づくものとし、毎年度人事院勧告をもって決定する。

4 指定給支給役員には、別に定める支給除外手当は支給しない。

5 非常勤の役員には、第 2 条による俸給(基本給)及び役員手当のみを支給し、賞与手当、退職手当などは支給しない。

6 報酬を要しない非常勤の役員は、第 4 条による旅費交通費を支給する。

(評議員)の報酬)

第 3 条 評議員の報酬は、次の通りとする。

名称	手当	備考
評議員	5,000 円	手当の他、評議員会の出席に対し 1 回あたり 5,000 円を支給することとする。

(旅費交通費)

第4条 役員及び評議員が理事会並びに評議員会に出席又は職責に基づく本学園の用務のために要した旅費交通費は、学園の定める規程に基づいて支給する。

2 前項の規定に関わらず、非常勤の役員が理事会及び評議員会出席の場合は、別途交通費を支給する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が決定する。

附 則〔制定〕

この規程は、平成元年 9 月 6 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 4 年 4 月 1 日から一部改正施行する。

附 則

この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から一部改正施行する。

附 則

この規程は、平成 7 年 10 月 1 日から一部改正施行する。

附 則〔第 2 条非常勤役員報酬に係る改正施行〕

この規程は、平成 17 年 4 月 19 日から一部改正施行する。

附 則〔第 2 条第 4 項追記〕

この規程は、平成 18 年 5 月 16 日から一部改正施行する。

附 則〔第 2 条俸給(基本給)改正〕

この規程は、平成 18 年 11 月 21 日から一部改正施行する。

附 則〔第 2 条非常勤役員報酬に係る改正施行〕

この規程は、平成 23 年 1 月 25 日から一部改正施行する。

附 則〔第 2 条非常勤役員報酬に係る改正施行〕

この規程は、平成 25 年 2 月 19 日から一部改正施行する。

附 則〔第 2 条非常勤役員報酬に係る改正施行〕

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から一部改正施行する。

附 則〔題名、第 2 条役員の俸給・報酬、第 3 条評議員の報酬、第 4 条旅費交通費に係る改正施行〕

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から一部改正施行する。

学校法人文教大学学園役員及び評議員の俸給・報酬等に関する規程取扱細則

(趣旨)

第1条 この細則は、学校法人文教大学学園役員及び評議員の俸給・報酬等に関する規程第2条第4項における指定給支給役員の支給除外手当について定める。

2 指定給支給役員となる理事長、副理事長、大学学長については、俸給（基本給）を指定給とする。

(除外手当)

第2条 指定給支給役員の支給除外手当については、次の通りとする。

- ア 家族手当
- イ 職務手当
- ウ 職能資格手当
- エ 超講手当
- オ 出講手当
- カ 特勤手当
- キ 住居手当
- ク 超過勤務手当・休日勤務手当
- ケ 特別手当
- コ 研修手当
- サ 研究生指導手当
- シ 学部・大学院・専攻科講師手当
- ス 遠距離通勤補助手当
- セ 住居補助手当

(その他)

第3条 学内で実施される公開講座等、当該職務との関連性がない講師等を担当した場合には、第2条にかかわらず学内で定める手当を支給する。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は理事会の議を経て理事長が決定する。

附則 この細則は平成16年4月1日より施行する。

附則 この細則は平成18年11月21日より施行する。

附則 この細則は令和7年4月1日より施行する。